

# 第1 法定調書の提出期限等について

## 1 提出期限

この手引で示す法定調書は、令和2年1月31日（金）までに所轄税務署長に提出しなければなりません（給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、関係市区町村長となります。）。

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」といいます。）を併せて提出してください。

## 2 提出方法

- ① e-Taxにより提出する。
- ② 光ディスク等（CD・DVDなど）により提出する。
- ③ 書面により提出する。

### e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が、「**1,000枚以上**」である法定調書については、上記①e-Tax又は②光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

（注）令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務基準が「**100枚以上**」（現行：「**1,000枚以上**」）に引き下げられます。詳しくは、39ページをご覧ください。

## 3 参考

- (1) 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について  
提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません）。  
なお、支払金額の記載に当たっては、原則として、消費税等の額を含めて記載してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。）。
- (2) 復興特別所得税の源泉徴収について  
平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。  
このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。  
（注）平成25年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

### 令和元年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

改元に伴い、「法定調書」と「合計表」の様式が変更されています。